

# 斑鳩町コミュニティバス有料広告掲載取扱基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、斑鳩町コミュニティバス（以下「バス」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

## (広告掲載の位置、規格及び掲載料)

第2条 広告を掲載する位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

## (広告掲載希望者の募集方法)

第3条 広告掲載希望者は、原則として町広報紙等により公募するものとする。

## (掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は3ヶ月単位とし、連続して掲載する期間は、1年を限度とする。

## (広告掲載の申込み方法)

第5条 バスに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める申込み期限までに町長に申込みをしなければならない。ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は随時申し込みを受け付けることができる。

2 申込者は、2以上の会計年度にわたり広告掲載の申込みをする場合は、年度ごとに申込みをしなければならない。

## (広告掲載料の納付)

第6条 広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

## (広告掲載の決定)

第7条 町長は、掲載することが適当と認められる広告の申込みの件数が、当該広告枠数を超えた場合は、抽選によりこれを決定する。

## (広告の作成及び提出)

第8条 広告主は、掲載しようとする広告を自ら作成し、町長が指定する期日、場所等に提出するものとする。

## (広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第10条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

広告掲載場所		規 格	掲載枚数	広告掲載料 (1枚)
車内広告 両側側面窓上部		A3 (紙の厚さはポスター程度 まで)	6枚まで	3ヶ月 3,780円 (税込)
車 外 広 告	後部ボディステッカー	450mm×1,200mm以内 (マグネットで装着できる もの)	1枚	3ヶ月 40,950円 (税込)
	両側側面後部ボディ ステッカー	300mm×600mm以内 (マグネットで装着できる もの)	2枚まで	3ヶ月 25,200円 (税込)

付 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。